

# 町道十二兼線道路拡幅に関する協定書

南木曽町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する中央新幹線建設工事による発生土処理（長野県木曽川右岸道路事業への発生土運搬を含む）に伴う町道十二兼線における道路拡幅（以下「道路拡幅」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定書は、道路拡幅の実施に関する基本的な事項を定め、甲、乙が適正かつ円滑な処理を図ることにより、相互に協力して取り組むことを目的とする。

## （位置）

第2条 道路拡幅の位置、範囲は、別紙1、2のとおりとし、詳細は別途甲、乙で協議して定めるものとする。

## （行程）

第3条 道路拡幅の行程は、別紙3を基本とする。

## （道路工事等の内容）

第4条 道路拡幅の内容は次のとおりとする。

- (1) 道路拡幅に必要となる用地の取得（補償費算定、補償内容説明、補償契約締結、補償金の支払い及び登記を含み、以下「用地取得」という。）
- (2) 道路拡幅の調査（用地測量、支障物件調査を含む。）、設計及び工事
- (3) 設計照査及び道路拡幅工事完了後の検査（以下「設計照査等」という。）

## （道路拡幅の施行）

第5条 甲は、用地取得及び設計照査等を施行するものとする。

2 乙は、道路拡幅の調査、設計及び工事を施行するものとする。なお、乙は、工事の施行に先立ち、道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）に基づく甲の承認を得るものとする。

## （費用負担）

第6条 用地取得に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 道路拡幅の調査、設計及び工事、並びに設計照査等に要する費用は、乙が負担するものとする。

## （設計照査等の施行）

第7条 設計照査等の施行の詳細については、別途、甲乙協議のうえ、協定を締結するもの

とする。

(安全管理)

第8条 道路工事の実施に伴う安全管理は、乙が行うものとする。

2 安全管理の内容については甲、乙で協議し、適宜関係地区に説明を行うものとする。

(行政上の手続き等)

第9条 道路拡幅の施行で必要となる行政上の諸手続及び第三者との協議は、別途甲乙協議して行うものとする。

(損害の負担)

第10条 道路拡幅の実施に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙で協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 道路拡幅の実施に伴う第三者からの苦情等については、甲、乙で協力し、速やかに処理するものとする。

(公開)

第12条 甲及び乙は、本協定書及びその他本協定書に係る資料等を第三者へ公開する必要が生じた場合は、速やかにその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定書は、締結の日から令和5年3月31日まで効力を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条、第14条の規定は本協定書の有効期間が終了した後も有効とする。

(その他)

第14条 本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙で協議して処理するものとする。

以上、協定書の証として、この本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自  
その1通を保有する。

令和4年 4月 1日

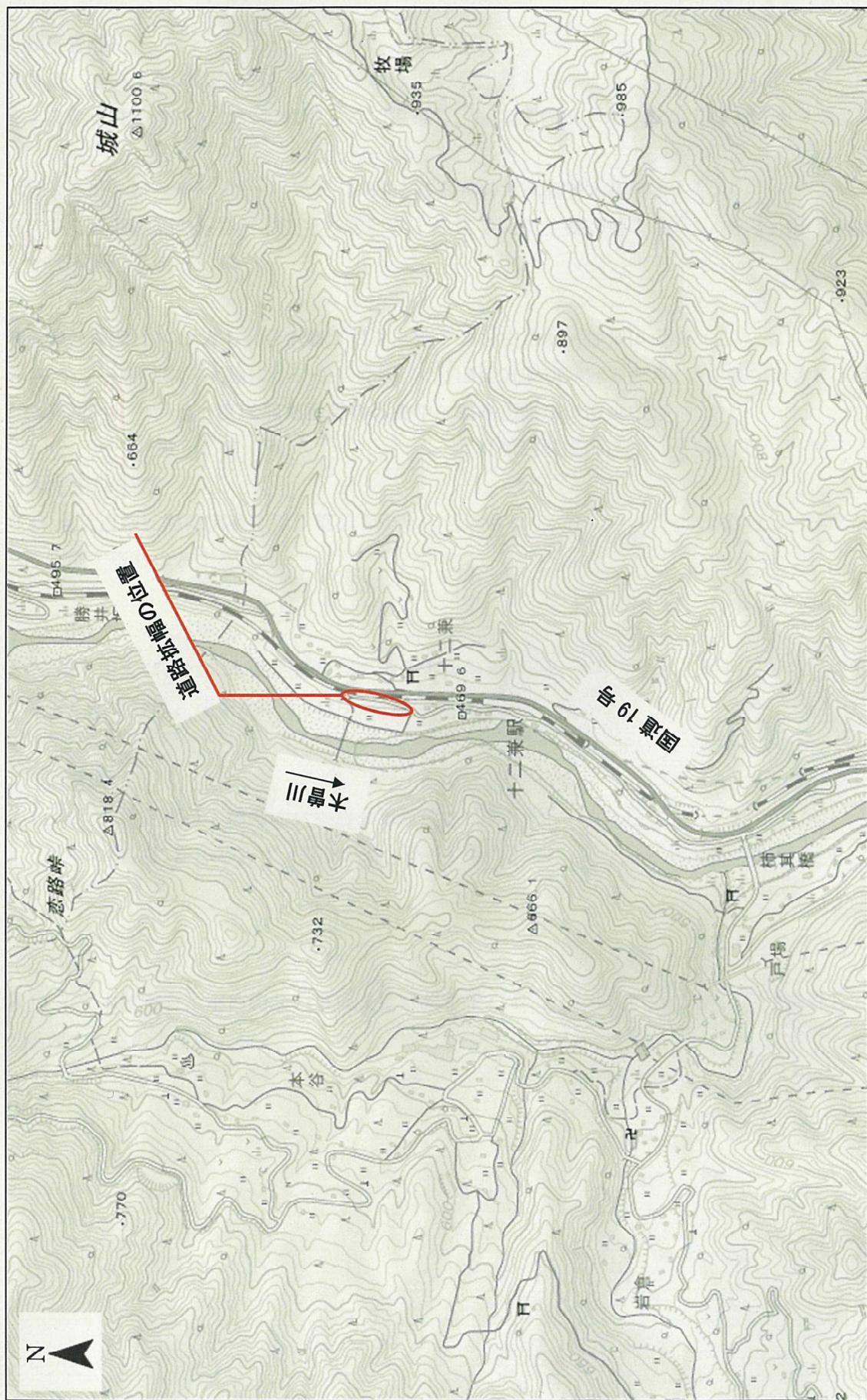
甲 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1  
南木曽町長

向井 裕明

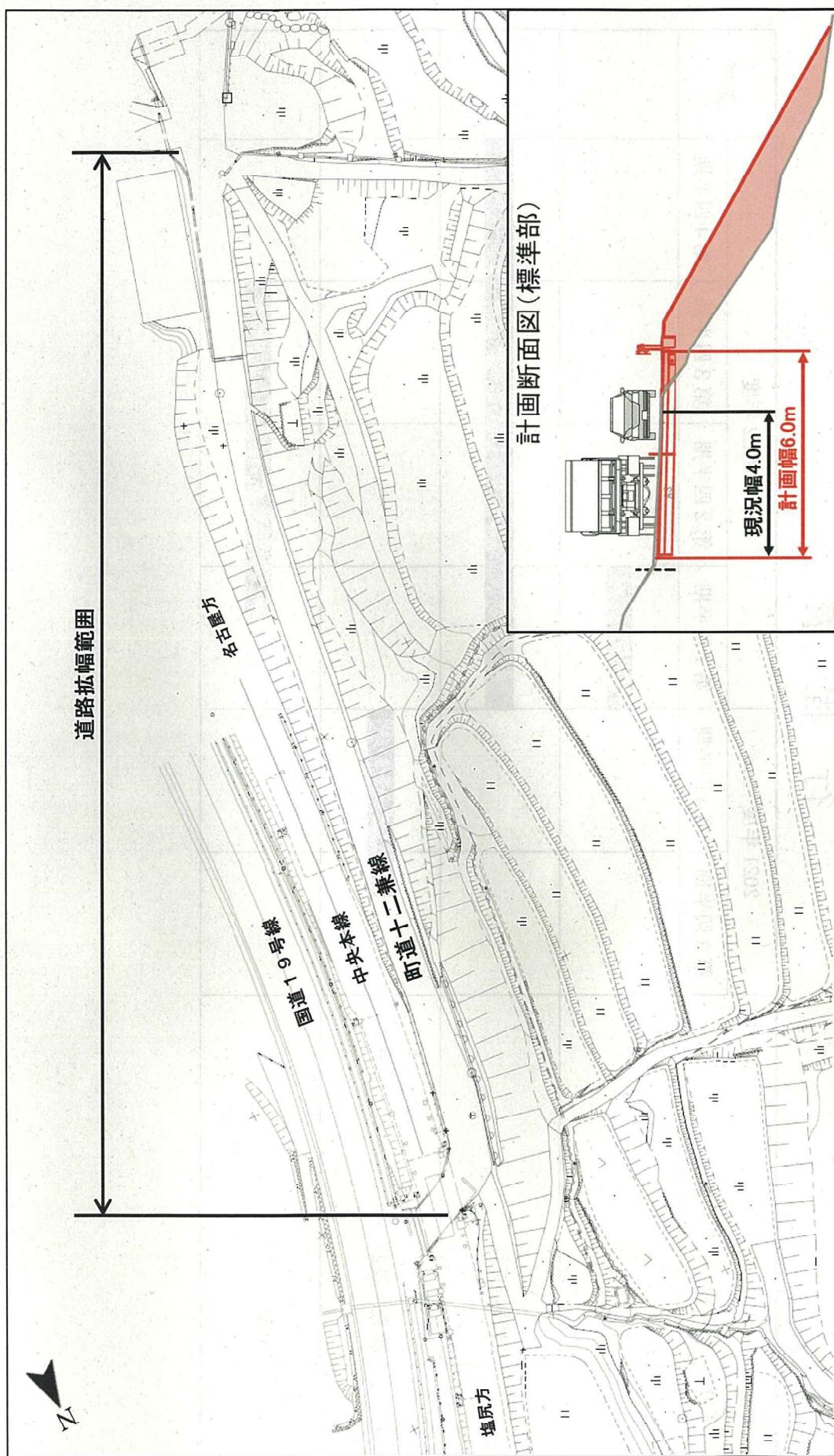
乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ  
東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
名古屋建設部長

新美憲一

別紙1（第2条）



別紙2（第2条）



### 別紙3 (第3条、第4条)

表 程 行



